

## 関市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住・定住の促進及び中小企業における人手不足の解消を図るため、予算の範囲内において関市東京圏からの移住支援事業における移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 東京圏の区域のうち過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (3) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (4) 転入 本市に転入届を提出し、住民登録をすることをいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 単身の場合 次項の移住等に関する要件を満たし、かつ、第3項の就業に関する要件又は第4項の起業に関する要件に該当する者
- (2) 世帯の場合 前号の単身の場合の要件を満たし、かつ、第5項の世帯に関する要件に該当する者

2 移住等に関する要件は、次のとおりとする。

- (1) 移住元に関する要件として、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
  - ア 転入する日の前日までにおいて、5年以上継続して東京23区に居住し

ていること。

イ 転入する日の前日までにおいて、5年以上継続して東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、転入する日の3箇月前の時点において、継続して5年以上雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内の企業等に通勤をしていること（当該企業等を辞めてから転入するまでの間に、東京23区以外であって岐阜県以外の都道府県の区域内において雇用保険の被保険者とし雇用されていた場合を除く。）。

(2) 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 平成31年4月1日以降に転入していること。

イ 支援金の申請時において、転入後3箇月以上1年以内であること。

ウ 支援金の申請の日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

(3) 前2号に掲げる要件のほか、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団その他の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 外国人の場合にあつては、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金の滞納がないこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が支援対象者として適当でないと認めた者でないこと。

3 就業に関する要件は、次に掲げる事項とし、その全てに該当するものとする。

(1) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(2) 就業先が都道府県の実施するマッチング支援事業（国が交付する地方創生推進交付金の対象となる事業をいう。）により開設されたインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に移住支援金事業の対象となる法人として求人を掲載しているもの（以下「移住支援事業対象法人」という。）であること。

(3) 支援対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務を務める法人への就業でないこと。

(4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援事業対象法人に就

業し、申請時において当該法人に3箇月以上継続して在職していること。

(5) 就業先の求人に対する応募の日がマッチングサイトに移住支援事業対象法人として掲載された日以降であること。

(6) 支援金の申請の日から5年以上継続して移住支援事業対象法人に勤務する意思を有していること。

(7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4 起業に関する要件は、支援金の申請の前日1年以内に岐阜県地域課題解決型創業支援金の交付決定を受けていることとする。

5 世帯に関する要件は、次に掲げる事項とし、その全てに該当するものとする。

(1) 支援対象者を含む2人以上の世帯員（以下「世帯員」という。）がいずれも、申請時において同一世帯に属していること。

(2) 世帯員がいずれも、移住元において同一世帯に属していること。

(3) 世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入していること。

(4) 世帯員がいずれも、申請時において転入後3箇月以上1年以内であること。

(5) 世帯員がいずれも、暴力団その他の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 世帯員がいずれも、市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金の滞納がないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、支援対象者が単身の場合にあっては600,000円、世帯の場合にあっては1,000,000円とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、関市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付申請書（別記様式第1号）及び誓約書兼同意書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 移住先の住民票の写し（世帯の場合にあっては、世帯員全員分の写し）

(2) 移住元の住民票の除票の写しその他の移住元での在住地、在住期間を

確認できる書類（世帯の場合にあつては、世帯員全員分の書類）

- (3) 申請者が第3条第3項の就業に関する要件に該当する者である場合に  
あつては、就業証明書（別記様式第3号）
- (4) 申請者が東京23区以外の条件不利地域を除く東京圏から東京23区  
の法人等に就業し通勤していた者である場合にあつては、東京23区で勤務  
していた法人等の在職証明書、離職票その他の移住元での在勤地、在勤期間  
及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類
- (5) 申請者が東京23区以外の条件不利地域を除く東京圏から東京23区  
に通勤していた個人事業主である場合にあつては、開業届出済証明書、在勤  
地を確認できる書類、個人事業等の納税証明書及び在勤期間を確認できる書  
類
- (6) 申請者が外国人の場合にあつては、在留カード又は特別永住者証明書  
の写しその他の在留資格が確認できる書類
- (7) 申請者が第3条第4項の起業に関する要件に該当する者である場合に  
あつては、岐阜県地域課題解決型創業支援金交付決定書の写し
- (8) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類  
(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があつたときは、その内容を審査し、  
支援金の交付の可否を決定し、関市東京圏からの移住支援事業における移住支  
援金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知する  
ものとする。

（請求及び交付）

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）  
は、関市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付請求書（別記様式  
第5号）を市長に提出する。

2 市長は、前項に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と  
認めるときは、支援金を交付する。

（支援金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定者が、第1号から第5号までのいずれかに該当すると  
きにあつては支援金の交付決定の全部を取り消し又は既に交付した支援金の

全額を返還させるものとし、第6号に該当するときにあつては支援金の交付決定の一部を取り消し又は既に交付した支援金の半額を返還させるものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により支援金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 支援金の申請の日から3年未満に市外へ転出したとき。
- (4) 支援金の申請の日から1年以内に当該支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- (5) 岐阜県地域課題解決型創業支援金の交付決定を県に取り消されたとき。
- (6) 支援金の申請の日から3年以上5年以内に市外へ転出したとき。

2 市長は、前項の規定により、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全額若しくは半額を返還させるときは、関市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知する。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

## 附 則

1 この告示は、令和元年8月21日から施行する。